

○淺野吹屋町鑄造場

世人淺野町吹屋と呼べり。改作所舊記年代摘要に、享保十四年九月淺野村請地蓋屋彌吉儀、町奉行支配に相成旨番簡あれば、そのさき淺野村の地にて、郡奉行の支配所なり。彼の傳説に云ふ。むかしは淺野村の田圃中に鑄造場ありて、廣善寺より此方には家屋もなく、町端より遙に隔りしかど、追々家屋を建廣め、遂に中嶋町として連絡すといひ傳へたり。

○淺野鑄物師傳

傳記に云ふ。鑄物師開業の鼻祖天明國家が一族、河内國丹南郡狹山郷大保村に居住し、創めて冶鑄を業とす。近衛院天皇の御代仁平年間に、百八の鑄物灯籠を吹立て禁廷へ調進す。其時の御事をば御吉例となし、永世御即位等御大禮の節鐵灯籠の調進は、都て天明國家の孫裔に宣下ありて命ぜられ、且治工輪次年頭・八朔に鐵灯籠を貢獻するを恒例となしたり。後に後花園院天皇の御代寶徳年間、備中國淺口郡武村に移住す。武村の邸地に森あり。故に時の人森の鑄物師と呼べり。其の後十八世の祖正親町院天皇の御世永

祿年間に、居を近江國栗太郡辻村に轉じ、歷代武村彌吉と稱せり。寛永年中支店を加賀國金澤に置き、萬治元年に籍を金澤に移し、夫より十一世連綿、世々冶鑄を業とし、慶應の末年に至るまで恒例の鐵灯籠を獻納せしかど、明治維新の時より廢止せられたり。明治十一年北陸御巡幸の際、往古以來の御嘉例に仍りて、新に鐵灯籠を製造して、仁平以來の御吉例の來歴を書認め、之を添へて天覽に供す。其の文に云ふ。

鑄物鐵燈爐

一對

右は昔時、繪旨拜戴之鑄物師彌吉等、各地居住之者相同じ、毎年兩度宛願番を以て、幾多の年間獻納仕候處、御維新之際より自然と相止候。伏して惟るに、仁平年間百八の鑄物灯籠を禁苑に掲げさせられ、其御吉例を以て幾世幾年鑄物調進勅役相勤、同職の者漸次繁盛、引きて今日に至るまで永續職業を全うす。雖有も朝恩を荷ふの久しき悦びに堪へず。這回新に舊像の獻燈爐を鑄立て、謹みて天覽に奉供度、御採舉相成候は、子孫永々家業を守り、更に一層の榮を加へんと、恐懼再拜謹言。

明治十一年十月一日

加賀國金澤町鑄物師

武村 彌 吉

按ずるに、金澤市中に舊藩國初以來鑄物師どもこゝかしこに居住し、鑄造場を置けり。其の遺蹟とて、今犀川小橋の高なる坂路をば吹屋坂と呼び、また田町邊に吹屋町の名あり。其の外白髭前に釜師寒雉等居たりしかど、後追々零落し、或は斷絶して、今は野町吹屋・淺野町吹屋とて、兩所の鑄物師のみ連綿として繁昌す。故に今は世人も、鑄造場は古來此の兩所のみなりとし、從前所々に居たりし事を知らずとぞ。

○淺野非人町

此の地は、舊藩中は非人頭并札持非人共の居住所也。故に非人町と呼べり。元祿四年二月非人頭共の書付に、承應元年石川郡中村領・加賀郡淺野中嶋村領兩所に、居屋敷被爲御趣意頂戴仕。とありて、利常卿の時此の地に居住を被命たり。然るに明治四年八月廿八日の太政官布告に依りて、非人の名稱を廢し、更に此の地を淺野新町と號し、金澤市中へ屬せしめられたり。

○非人頭並札持非人來歴

町會所留記に載せたる、文政七年五月異種徒取調方に付藤内頭三右衛門・仁藏連名書付に、非人頭与申は、御當所に七人罷在、身分の本名は非人にて、御當地門下・橋下等に乞食病死仕候へば、死骸取またじ仕。依而御武士衆、町方等御吉事有之砌は、非人頭与相唱へ、御祝に罷出、鳥目等申請候。乞食と申は本名非人に而、町家等へ乞食に罷出候時之名目に御座候。但非人頭御郡方へ勸進方に罷出候砌は、ヨカレ左衛門与相唱へ候。非人頭は藤内頭裁許仕。とあり。元祿四年二月非人頭勤向の儀に付き、淺野中嶋村・笠舞村兩所非人頭共の連名書付は、卷廿一仁藏三右衛門來歴の條に載せたり。

前記笠舞村・淺野中嶋村兩所非人頭共の書付の如く、舊藩三世中納言利常卿の時、承應元年藤内頭三右衛門・仁藏兩人へ被命、非人共の内人撰を以、初て非人頭を相立て、石川郡中村・加賀郡淺野中嶋村兩所地内に於て居屋敷を賜はり、金澤市中非人乞食の縮りを命ぜられ、後元祿三年金澤大火の翌四年二月、公事場よりの申渡に付き、非人乞食共に印